

平成26年1月20日

厚生労働省
職業安定局求職者支援室 } 御中
職業能力開発局能力開発課 }

中央職業能力開発協会
基金事業部

短期集中特別訓練事業についての意見要望

1 「訓練認定基準」や「支給要領」等は、厚生労働省で制定していただきたい。

(理由)

従来の基金訓練では認定基準や支給要領は協会が制定し、基準・要領の疑義解釈も含めて制度の具体的取扱い・運用は協会が担うという整理になっていましたが、短期集中特別訓練事業では認定書の交付事務及び支給事務のみを行うこととしているため。

したがって、各要領の運用通知、疑義解釈も含めて、事業の設計・運用は全て厚生労働省が担っていただきますようお願いいたします。

2 訓練事務の委託先は、厚生労働省で選定の上決定していただきたい。

(理由)

短期集中特別訓練事業は、雇用保険部会での議論を踏まえ政策的な必要性・関心から創設されたと聞いていること、また、事業のスキームは運用面まで含め全て厚生労働省が担うこととなっていること、さらに、事業は協会の他、労働局や訓練実施機関との密接な連絡調整が必要となることを踏まえると、本事業の的確な遂行を担保するためには、厚生労働省が意図する委託の具体的内容や、事業を的確に遂行できる委託先の選定を厚生労働省が自ら直接行うのが適切と考えます。

したがって、委託先の選定に係る公募、選考作業（仕様書作成、選考委員会の運営含む）、委託先の決定、契約締結まで、厚生労働省で行っていただきますようお願いいたします。

3 不正防止対策の徹底

(理由)

従来の基金訓練では、不正防止対策が不十分であると各方面から指摘された経緯があるため。

したがって、例えば「奨励金と給付金の受講者の出席状況の突合」や、「暴力団関係者（反社会的勢力）の該当の有無についての照会、誓約書の提出」、「巡回調査（抜き打ち調査）」など、従来以上に不正防止対策を行っていただきますようお願いいたします。

平成 26 年 1 月 23 日

中央職業能力開発協会
基金事業部 殿厚生労働省
職業安定局求職者支援室
職業能力開発局能力開発課

短期集中特別訓練事業についての意見要望（回答）

1 「訓練認定基準」や「支給要領」等は、厚生労働省で制定していただきたい。

従来の基金訓練では認定基準や支給要領は協会が制定し、基準・要領の疑義解釈も含めて制度の具体的取扱い・運用は協会が担うという整理になっていましたが、短期集中特別訓練事業では認定書の交付事務及び支給事務のみを行うこととしているため。したがって、各要領の運用通知、疑義解釈も含めて、事業の設計・運用は全て厚生労働省が担っていただきますようお願いいたします。

→ 可能かどうか引き続き検討します。

2 訓練事務の委託先は、厚生労働省で選定の上決定していただきたい。

短期集中特別訓練事業は、雇用保険部会での議論を踏まえ政策的な必要性・関心から創設されたと聞いていること、また、事業のスキームは運用面まで含め全て厚生労働省が担うこととなっていること、さらに、事業は協会の他、労働局や訓練実施機関との密接な連絡調整が必要となることを踏まえると、本事業の的確な遂行を担保するためには、厚生労働省が意図する委託の具体的内容や、事業を的確に遂行できる委託先の選定を厚生労働省が自ら直接行うのが適切と考えます。

したがって、委託先の選定に係る公募、選考作業（仕様書作成、選考委員会の運営含む）、委託先の決定、契約締結まで、厚生労働省で行っていただきますようお願いいたします。

→ 短期集中特別訓練事業については、別添スキームの通り、中央職業能力開発協会（以下、「協会」）から当該事業の業務のうち、訓練実施機関の認定審査等の業務を他の団体等に委託するスキームとしているところです。

したがって、貴協会の業務の一部を委託する以上、委託先団体との委託契約は協会が締結するものであり、契約元として委託先の選定についても貴協会が行うべきものです。

なお、緊急人材育成・就職支援基金（以下「基金」という。）の事業のうち、民間ビジネス活用事業や若者育成支援事業（いわゆるサポステ）の事業スキームは、厚生労働省が企画募集により事業者を選定し、当該選定事業者（民間ビジネス事業者・サポステ）に対して実施した事業に係る支給申請を受け、厚労省が給付（支給決定）を行う事業であり、今般の短期集中特別訓練の事業とはそもそも事業スキームが異なるところです。

あわせて、貴協会に基金を造成する理由として、中央協会には能力開発に係るノウハウがあり、かつ、法の根拠を持つなどの理由により、公募といった手続きを経ず、貴協会に基金を造成した経緯があります。また、このような説明をこれまでも国会等で行っております。したがって、貴協会が本事業に係る委託先の団体等を選定せずに、奨励金等の支給のみを行うことになれば、基金を貴協会に造成した経緯に照らして今後問題を指摘されかねません。

これらのことから、訓練実施機関の認定審査等の委託先の選定については、貴協会が行っていただきますよう、よろしく願います。

3 不正防止対策の徹底

(理由)

従来の基金訓練では、不正防止対策が不十分であると各方面から指摘された経緯があるため。

したがって、例えば「奨励金と給付金の受講者の出席状況の突合」や、「暴力団関係者（反社会的勢力）の該当の有無についての照会、誓約書の提出」、「巡回調査（抜き打ち調査）」など、従来以上に不正防止対策を行っていただきますようお願いいたします。

→ 暴力団関係者の該当性の照会や巡回調査など、不正防止対策を徹底する方針で検討しているところです。

短期集中特別訓練事業の実施について

1 理事長への説明結果

協会からの「短期集中特別訓練事業についての意見要望」に対する平成26年1月23日付けの厚生労働省からの回答を理事長に説明したところ、次のような指示があった。

(1) 本事業のスキーム図の修正

昨年12月上旬に厚生労働省に行った際に、職業能力開発局長には、「協会は支払機関でよい。協会の実力にあった仕組みにしてほしい」旨を申し上げた。今回得られた回答は私が本事業を理解しているスキームとは違っている。したがって、不正防止の観点も踏まえ、委託先で訓練の認定や奨励金の支給決定まで行うように修正し、厚生労働省に意見を上げること。

(注) 修正されたスキーム図のうち、太い赤字の部分が修正箇所

【理由】

- ・協会は出先機関がなく、不正等の確認が困難である。したがって、委託先ですべて責任を持って実施する必要がある。なお、基金訓練時を振り返れば、同様の仕組みでは自分達で考えたり、行動したりしないことが考えられる。

(2) 暴力団の排除

基金訓練時には暴力団を排除する明確な条項がなかったことにより、新聞報道等で取り上げられている。このため、今回の事業においては、実施機関から警察（又は関係機関）に申請することにより、暴力団ではないとの証明が出る仕組みができないのか、厚生労働省に意見を上げること。

【理由】

- ・本事業は法律に基づくものではないため、委託先から県警本部に照会したとしても回答が得られる確証が難しいことから、他の方法で暴力団ではないことの確認方法としての意見。

(3) 新規参入

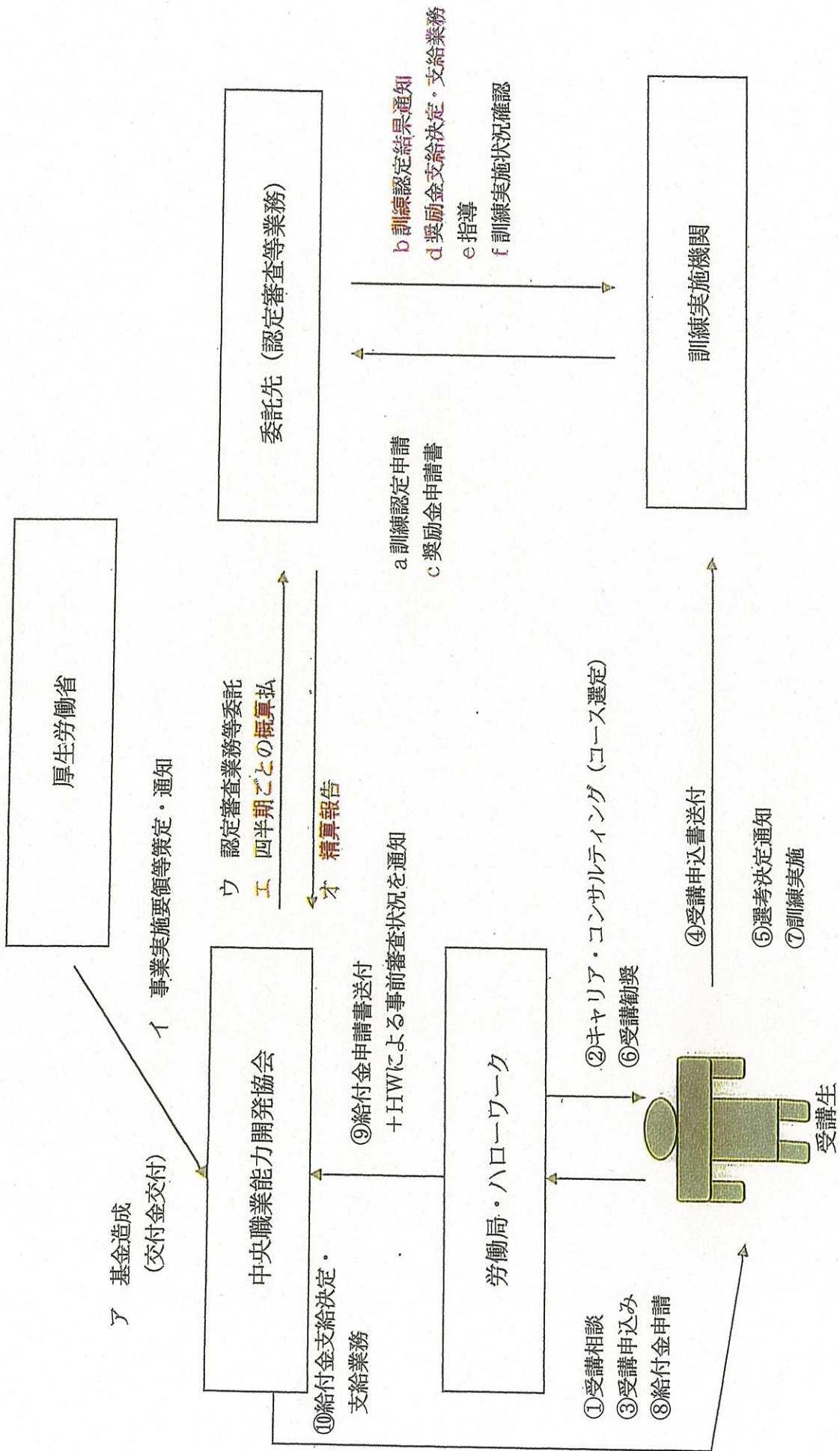
実施機関については、適切な運営が担保できることを条件とするよう、厚生労働省に意見を上げること。

【理由】

- ・訓練の実績があったとしても運営方法に対して受講生から不平・不満が出ることが考えられるため。

※ 委託先の企画競争

委託先は厚生労働省で選定することを原則とするが、理事長からは、上記1の(1)~(3)の意見に対して厚生労働省が了承してくれるのなら、協会が委託先選定の企画競争を行うこともやむを得ないとの話があった。



短期集中特別訓練事業の実施について

1 理事長への説明結果

協会からの「短期集中特別訓練事業についての意見要望」に対する平成26年1月23日付けの厚生労働省からの回答を理事長に説明したところ、次のような指示があった。

(1) 本事業のスキーム図の修正

昨年12月上旬に厚生労働省に行った際に、職業能力開発局長には、「協会は支払機関でよい。協会の実力にあった仕組みにしてほしい」旨を申し上げた。今回得られた回答は私が本事業を理解しているスキームとは違っている。したがって、不正防止の観点も踏まえ、委託先で訓練の認定や奨励金の支給決定まで行うように修正し、厚生労働省に意見を上げること。(注)修正されたスキーム図のうち、太い赤字の部分が修正箇所

【理由】・協会は出先機関がなく、不正等の確認が困難である。したがって、委託先ですべて責任を持って実施する必要がある。なお、基金訓練時を振り返れば、同様の仕組みでは自分達で考えたり、行動したりしないことが考えられる。

→ 貴協会のご意見を踏まえ、以下の事業スキームとしたい。

- ・ 厚生労働省において、中央協会の認定審査・支給決定の事業を委託する委託機関のプロポーザルを行い、委託先機関を選定する。
- ・ 協会は、厚労省が選定した委託先団体に訓練認定事前審査事務及び奨励金支給決定の事前審査の委託に係る契約を行う(訓練認定及び奨励金支給決定は協会が行う)。

仮に、協会は訓練実施機関に関する認定・支給決定をせず、単に委託先に交付金を支弁するだけの立場であるとすれば、「プロポーザルを経ずに基金を何故協会に積みましたのか。プロポーザルにより他の団体を選定すべきではないか」といった批判に耐えられない。

現在、通常国会では補正予算審議が行われているが(協会への基金造成に関する予算書提出)、当該審議を含め今後様々な場面で事業に関して問われる可能性は非常に高い。現に、先般、マスコミからも協会への造成理由について質問を受けており、事業スキーム上の協会の役割等が問われることは十分考えられるところ。

(2) 暴力団の排除

基金訓練時には暴力団を排除する明確な条項がなかったことにより、新聞報道等で取り上げられている。このため、今回の事業においては、実施機関から警察(又は関係機関)に申請することにより、暴力団ではないとの証明が出る仕組みができないのか、厚生労働省に意見を上げること。

【理由】・本事業は法律に基づくものではないため、委託先から県警本部に照会したと

しても回答が得られる確証が難しいことから、他の方法で暴力団ではないことの確認方法としての意見。

→ 捜査機関との協議を始め、協力を得る方向で調整中。

(3) 新規参入

実施機関については、適切な運営が担保できることを条件とするよう、厚生労働省に意見を上げること。

【理由】・訓練の実績があったとしても運営方法に対して受講生から不平・不満が出るのが考えられるため。

→ 認定基準については、基金訓練では認定基準の一つとして、事業を実施していれば申請が可能としていたが、今般の短期訓練事業については、職業訓練自体を行っている実績を求めることとしている。

なお、認定した実施機関において適切な訓練運営が行われるよう、委託先団体が認定決定時に適切な運営について指導するとともに、訓練実施期間中に当該委託先機関に状況確認や指導を行うこととする。あわせて、サービスガイドライン研修の受講を推奨し、当該実施機関の質の向上に努める。

※ 委託先の企画競争

委託先は厚生労働省で選定することを原則とするが、理事長からは、上記1の(1)~(3)の意見に対して厚生労働省が了承してくれるのなら、協会で委託先選定の企画競争を行うこともやむを得ないとの話があった。

平成 26 年 2 月 7 日

中央職業能力開発協会
基金事業部厚生労働省
職業安定局求職者支援室
職業能力開発局能力開発課

短期集中特別訓練事業の実施について（回答）

標記について下記の理解でおりますが、ご確認いただきご回答をお願いいたします。

→（回答）下記 1～3 については、いずれも了解いたしました。

1 事業スキームについて

- (1) 厚生労働省において、中央協会の認定審査・支給決定の事業を委託する委託機関のプロポーザルを行い、委託先機関を選定する。
- (2) 協会は、厚労省が選定した委託先団体に訓練認定事前審査事務及び奨励金支給決定の事前審査の委託に係る契約を行う。
- (3) 訓練認定及び奨励金支給決定は協会が行う。

具体的には、以下のとおりとする。

① 民間教育機関等が作成した訓練計画の認定

協会は、民間教育訓練機関等が作成した訓練計画のうち、厚生労働省が定める「求職者の再就職に真に資する職業訓練が満たすべき基準」に適合すると委託先団体が認めるものを短期訓練として認定するものとする。

② 短期集中特別訓練奨励金の支給

協会は、以下の方法により、短期集中特別訓練奨励金を支給するものとする。

ア) 支給対象事業主

次のいずれにも該当する訓練を実施した民間教育訓練機関等であると委託先団体が認める者に支給するものとする。

イ) 支給額

受講者一人当たり月額 12 万円を基準として、委託先団体が認める金額を支給するものとする。

③ 短期訓練・生活支援給付金の支給

協会は、以下の方法により、短期訓練・生活支援給付金を支給するものとする。

ア) 支給対象者

次のいずれにも該当すると安定所長が認める者に支給するものとする。

イ) 支給額

- ・ 短期訓練受講手当は、訓練期間中、月額10万円を基準として安定所長が認める金額を支給するものとする。
- ・ 通所手当は、短期訓練受講手当の支給を受ける受講者に対し、厚生労働省職業安定局長の定める基準に従って、安定所長が認める金額を支給するものとする。

2 暴力団の排除

基金訓練時には暴力団を排除する明確な条項がなかったことにより、新聞報道等で取り上げられている。このため、今回の事業においては、委託先団体から警察に申請することにより、暴力団ではないとの証明が出る仕組みができないかについて、厚生労働省において捜査機関との協議を始め、捜査機関の協力を得る方向で調整する。

3 訓練実施機関の適切な運営の確保

訓練実施機関の適切な運営が担保できるよう、以下の対応を行う。

(1) 認定基準について

基金訓練では、認定基準の一つとして、何らかの事業を実施していれば訓練の認定申請が可能としていたが、今般の短期集中特別訓練事業については、職業訓練自体を行っている実績を求めることとする。

(2) 訓練実施機関に対する指導等

認定した訓練実施機関において適切な訓練運営が行われるよう、委託先団体から訓練実施機関に対し、以下の取組を行うこととする。

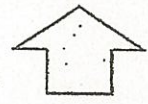
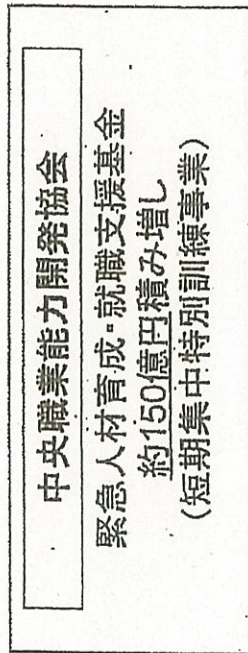
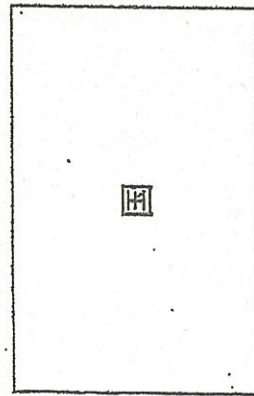
- ① 認定時に適切な運営について指導する。
- ② 訓練期間中は訓練実施機関の実施状況確認や指導を行うこととする。
- ③ サービスガイドライン研修の受講を推奨し、当該訓練実施機関の質の向上に努める。

短期集中特別訓練事業の実施(未定稿)

【趣旨】

- 雇用保険の受給対象外である者を対象。その中でも特に就労意欲はあっても、現行の求職者支援訓練の内容では訓練受講が困難となっている者を対象
- このような者の中は、非正規雇用での離転職を繰り返す者や職業経験が少ない者も多いなど、仕事をすることでの基本的能力が不足しているだけでなく、就職の意欲はあっても例えば、長期間、仕事をしていないことにより、既存の訓練メニューでは長期間の訓練(※3～6か月程度が標準期間)にためらう者もいることから、これらの者の経験や能力等を踏まえ、専門実技に重点を置き、段階を踏みながら能力を習得できる方式での訓練機会を提供することにより、ステップアップさせながら、就職への再チャレンジを支援する事業を実施する。
- なお、本事業は、一般会計で、緊急人材育成・就職支援基金を拡充して対応予定(平成26年度末まで)

【事業概要】

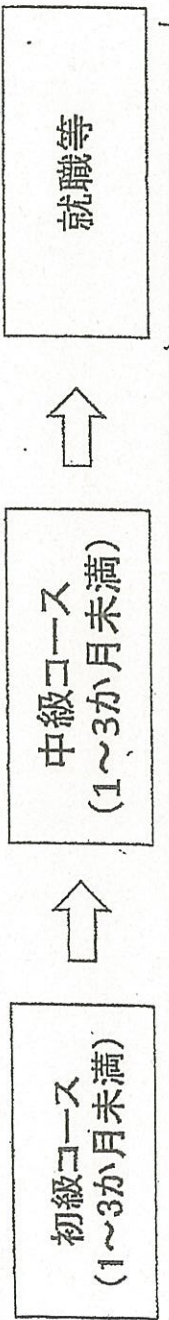


受講生:約3万人



短期間の特別訓練
(無料)
給付金の支給
(1月1.0万円)

【訓練イメージ】



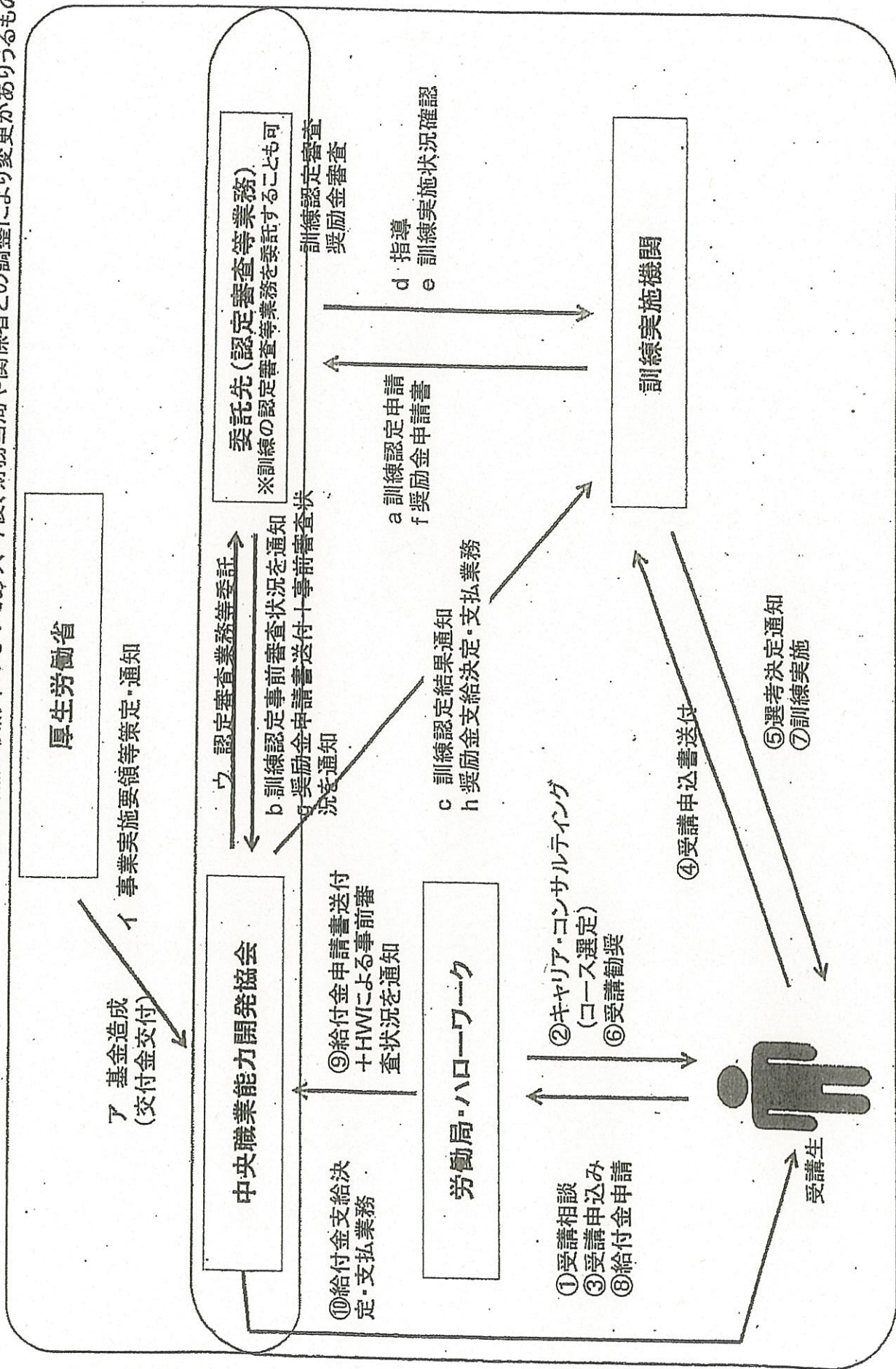
○段階的に能力を習得させるメニュー(専門実技中心)の提供

○民間教育訓練機関から申請された訓練コースを認定、訓練実施に対し、奨励金として12万円/人月を支給

※現時点で検討中のものであり、今後、財務当局や関係者との調整により変更が有りうるもの

短期集中特別訓練 事業概要 (未定稿)

※現時時点で検討中のものであり、今後、財務当局や関係者との調整により変更がありうるもの



総括業務関係

事業実施関係

短期集中特別訓練について(未定稿)

1. 趣旨

○非正規雇用での離転職を繰り返す者や職業経験が少ない者などの中には、仕事をする上での基本的能力が不足しているだけでなく、就職の意欲はあっても例えば、長期間、仕事をしないことにより、既存の訓練メニューでは長期間の訓練(※3～6か月程度が標準期間)にためらう者もいることから、これらの者の経験や能力等を踏まえ、専門実技に重点を置き、段階を踏みながら能力を習得できる方式での訓練機会を提供することにより、ステップアップさせながら、就職への再チャレンジを支援する事業を実施。

2. 事業概要

○雇用保険を受給することができない者のうち、段階を踏んだ訓練コースの受講が適当な者に対し、特別の訓練コースの無料での受講と、訓練期間中の生活支援を実施。
○受講者に対し、ハローワークが中心となって就職支援を実施。

3. 事業規模等

○緊急人材育成・就職支援基金にメニューを追加するとともに、短期集中特別訓練事業の費用として、約150億円を積み増し。
○非正規労働者等約3万人を対象として民間教育訓練機関を活用して訓練を実施。(訓練費用として、訓練機関に対し、12万円/人月を支給。
○収入が一定以下等である者を対象として、訓練期間中の生活を支援するため、給付金(10万円/月)を支給。
○事業期間：平成26年度末まで

※現時点で検討中のものであり、今後、財務当局や関係者との調整により変更が及びうるもの

短期集中特別訓練の概要①(未定稿)

1. 対象者	○雇用保険を受給できない者のうち、就職経験が少ない者など段階的に能力習得を行うことが適当と認められる者
2. 訓練内容	○就職に必要な基礎的能力から、専門実技中心の実践的能力を段階的に習得するもの
3. 訓練期間等	○訓練期間：各段階ごとに1～3か月未満
4. 訓練の認定	○民間教育訓練機関の申請に基づき、認定(※事務を委託可能) ○認定基準については求職者支援訓練における認定基準を参考に検討予定
5. 受講手続	○ハローワークにおいて、キャリア・コンサルティングを実施し、コースを選定した上で受講申込みを受付。 ○受講希望者は訓練機関に申込書を提出。 ○訓練機関が選考を実施し、結果を受講希望者とハローワークに通知。 ○合格者に対し、ハローワークが訓練の受講をあっせん。
6. 特別訓練実施奨励金の支給	○訓練修了要件8割を満たした受講生1人あたり12万円/月を支給

※現時点で検討中のものであり、今後、財務当局や関係者との調整により変更がありうるもの

短期集中特別訓練の概要②(未定稿)

7. 特別訓練受講給付金の支給

(1) 種類と額

○ 受講手当(10万円/月)と通所手当

(2) 受給対象期間

○ 訓練実施期間中に1か月ごとに支給(後払い)

(3) 給付手続

○ ハローワークが指定する日に受講生が来所し、支給申請。

○ ハローワークで受講状況や要件について書類等で確認の後、協会に回付。協会が支給・不支給を決定。

(4) 支給要件※求職者支援訓練を踏まえ、設定(基金訓練より厳格化)

① 出席要件(原則すべての訓練に出席することが必要)

② 収入・資産要件

③ 指定来所日にハローワークの支援を受けること

④ 世帯でほかに当該給付金や求職者支援訓練における給付金を受給している者がいないこと

8. ハローワークによる就職支援

○ 訓練受講前 : ハローワークでキャリア・コンサルティングを実施の上、訓練コースを選定・申込み。

○ 訓練期間中 : 月1回、ハローワークにおいて訓練の受講状況等を確認、訓練や就職に関連する相談支援。

○ 訓練終了後 : 終了後3か月を標準として就職支援。月1回、ハローワークにおいて、就職相談と次の指定

来所日までに実施すべき求職活動を指示。

9. その他

※不正の取扱い(訓練機関、受講生)、訓練コースを中止する場合、給付金の不支給要件、既存訓練(公共訓練・求職者支援訓練)との関係について検討。

※現時点で検討中のものであり、今後、財務当局や関係者との調整により変更が及びうるもの

短期集中特別訓練事業に係る厚労省との打ち合わせ概要(案)

1 日時 平成25年12月9日(月) 14:00~15:00

2 場所 高度センター501会議室

3 出席者

(厚生労働省 ○)

職業安定局: 派遣・有期労働対策部企画課長、求職者支援室長

職業能力開発局: 能力開発課長、企画官

(機構 ●)

理事長代理、理事、企画部長

(陪席) 企画部次長、求職者支援訓練部次長、総務課長、訓練企画課長、

訓練企画課長補佐)

4 打合せ概要

○これまで求職者支援訓練は、3~6ヶ月の訓練は設定していたが、より短期の訓練があれば不安定就労者の就業支援に資するのではないかというのが今回の対策の発想である。しかしながら、求職者支援訓練は、その財源の72.5%を一般会計から、27.5%を雇用保険財源から支出しており、上記の訓練を雇用保険財源で実施することは労使の理解が得られない。

一方、基金訓練で積んだ基金の残額752億円については検査院から国に返却すべきとの指摘を受けていたが、雇用保険部会での議論や財務省との調整の結果、150億円程度は訓練の財源として確保できた。この財源を補正予算として積んだ場合、年度内の執行が困難であることから、能開協会に基金を積み、その財源により平成26年当初から平成26年度にかけて訓練を実施することとしている。

実施スキームについては、必ずしも基金訓練と同じものではないが、協会には地方組織がないことから、機構には認定審査等、業務の一部を受託していただきたい。

訓練の対象者は3万人であり、初級、中級コースを設定し、ステップアップさせる。中級コースを受けて非正規雇用に至る程度のイメージである。実施機関に対し訓練費用として1人/月12万円の奨励金も支給。

実施方法については、詰めている段階だが、求職者支援訓練の要件をできるだけ取り入れたい。基金訓練の際は、ノーチェックで給付金を支給した面があるが、チェックを厳しくし、求職者支援訓練に近い形でやっていきたい。

予定としては、12月14日に補正予算の閣議決定、1月の通常国会で予算成立後、実施の予定である。

●訓練内容について、専門実技に重点を置くとのことだが、職場実習というよりは教育機関での実習が中心との考えか。

○然り。

●この訓練を求職者支援訓練の中で行わない理由如何。

○求職者支援訓練は、就職して雇用保険被保険者になることを想定しているが、今回はその前のステップであって、非正規雇用での就職を念頭に置いており、雇用保険被保険者になることまでは考えていない。従って、雇用保険財源を使わない。

●非正規雇用での就職を目的とした訓練を設けることにより、求職者支援訓練、ポリテクのアビリティコースなどは、アルバイト就職等を就職として見なさないようになるのか。また、その取扱いはいつからか。

○雇用保険部会で検討中だが、求職者支援訓練についてはその方向であり、平成26年度からの実施する予定。

●現実的には、アビリティ受講者にも非正規雇用を希望する者もあり、訓練によってきれいに分かれる訳ではない。訓練する側としては、求職者支援訓練の中でできそうな内容を別の訓練を設けて、分けて行うことは説明しづらい。

○求職者支援訓練との区分けは、財源と対象者しかない。雇用保険部会での意見を踏まえた整理である。

●不正防止をとっても求職者支援訓練の中で実施すれば、それなりの対応はできる。今回は予算事業なので法律事業と同じにできるとは思わないが、できるだけ近づけることができないか。

○労働局とハローワークをかませることで、近づけることが可能と考えている。

●事業の実施に係る労働局やハローワークの予算増や人員増はあるのか。

○予算確保はしていない。現有の体制で行うしかない。

●強制的な権限を持った不正防止対策ができるように考えていただきたい。

○法律ではできないので、民事ベースで考えていく。

●機構が当事業を受託できる法的根拠はどのように考えているのか。

○未整理である。これについては能開局で整理する。

●今般の趣旨にあるような訓練は、これまでも行っているのではないか。さらに新たな制度を設けることで、ハローワークではそれぞれの対象者をどの訓練に送り込むという的確な判定ができるのか。

○訓練期間に応じて対象者の振り分けを行う。現場では、1ヶ月程度の短期の訓練へのニーズは確認できている。これまで訓練で対象としてきた者とは異なる新たな対象者が加わるとの考えである。機構が行っている1ヶ月の橋渡し訓練は、6ヶ月の本訓練と組み合わせているものであり、訓練期間は同程度であっても目指す仕上がり異なる。

●入り口は、どこでどのような人をつかまえようとしているのか。また出口は、何をもって目標達成とするのか。

○入り口は、雇用保険の受給前の人を想定。ハローワークが福祉機関と連携して支援してい

る生活保護者もいる。また、出口の成果は、最終的には就職率をもって確認する。

●初級コースから中級コースへわたるためには、何らかのチェックがあるのか。

○検討中だが、どの程度のチェックにするかは課題である。

●機構としてはポリテクセンターの離職者訓練の定員充足率が課題であり、こちらにも誘導するようにしていただきたい。

●地方自治体でも実施できるのではないか。

○自治体によっては短期の講習会を行っているところもあるが、自治体の得意分野ではなく、実施は難しいと思われる。

●課題としては、認定する訓練コースの基準と、受講者の取扱いという二つの視点があるのではないか。専門実技の想定はどのようなものか。

○例えば、清掃の技能とか介護補助といったものを想定。

●現場実習の場合、訓練と偽装雇用との区別が難しいのではないか。どこが判別するのか。

○能開協会からの受託機関が訓練のノウハウを活かしてやっていただくことになる。

●非もの訓練のノウハウは現在の機構では厳しい面がある。訓練実施機関はどこから見つけてくるのか。また、その開拓はどこが行うのか。

○受託機関が業界団体などから開拓することを考えている。

●今回の事業に関して、①各機関の役割分担や責任関係を明確化すること、②実施主体である能開協会が実施主体として機能するようにすること、③受講者、実施機関の確保や不正防止を念頭に置いた制度設計を行うこと、④基金訓練を想起しない事業名の設定を要望する。また、実施機関の確保は受託機関の責任において行うのか。

○受託機関は、実施機関を確保するための周知・広報までが義務である。事業名称は、「短期集中特別訓練事業」である。

●理事長からは、不正の温床になるような事業ではだめだとの指示をいただいている。求職者支援訓練と全く同じとはならないのであろうが、同程度のものにはしていただきたい。基金訓練を開始したリーマンショック時とは雇用環境が異なる点を懸念している。

●再度お訊きするが、訓練対象者の考え方は。

○求職者訓練を受けられない、受けたがらない人である。つまり、普通の社会生活を送れない人、入り口で立ち止まっているような人である。非正規労働者といった求職者支援訓練の対象者とカテゴリーは同じだが、程度の差といった切り分けである。

●訓練受講後、就職できなかった場合、生活保護は打ち切られるのか。

○給付金の受給により減額にはなるが、打ち切りにはならない。

- 求職者支援訓練と比較して、実施機関の役割に違いがあるのか。キャリアコンをやったりするのか。
- 就職支援は行う。期間が短いので頻度は異なるがキャリアコンも行う。

- 雇用保険部会での整理は分かるが、一般会計が入ると国会を含めてそれなりの目があることを意識しなくてはいけない。本日の説明では苦しいところもあるような気がする。
- アベノミクスが弱者に厳しいという指摘もあることから、今回の対策はタイミングもいいと考えている。

- 短期訓練受講後に公共訓練等が受けられるような仕組みは考えているのか。
- 考えている。求職者支援訓練や公共訓練への受講について整理したい。ただし、イメージとしては、短期訓練受講後に一旦、短期就職した上でさらに公共訓練等を受けるというものである。

- 本事業の実施について、能開協会との調整はできているのか。
- 会長の了解はいただいている。

以上

機構の業務の根拠規定について

1. 平成21年の基金訓練の際の整理について

- 平成21年の基金訓練の際には、当時の能開機構法第11条第4項の規定が、機構が基金訓練の業務を行う根拠規定と整理されていた。
- こうした整理は、
 - ① 同項の規定の「特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものの委託を受け」の文言が、職業能力開発促進法に規定に基づく特別民間法人である中央職業能力開発協会の委託を受けることに該当すること
 - ② 平成21年の基金訓練の業務については、同項の規定の「公共職業能力開発施設の行う職業訓練に準ずる訓練の実施その他労働者の福祉を増進するため必要な業務」に含まれるものと考えられること
 - ③ 当時の能開機構法第11条第2項の規定により、同条第1項に規定される機構の本来業務及び附帯業務については、雇用保険二事業として行うこととされていた。このため、一般財源で積まれた基金に基づく平成21年の基金訓練については、附帯業務に位置付けることが法律上できないことなどに基づくと考えられる。
- また、当時の能開機構法第11条第4項の規定は、本来業務に支障のない範囲で委託を受け必要な業務を行うことができると規定している。この規定が、平成21年の基金訓練の業務分担を検討する際に、給付金の支給業務まで機構に行わせることは財源の規模から同項の規定に抵触しうるので、業務分担上機構が給付金の支給業務はできないことの理由としても用いられていた。

(参照条文)

独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）（抄）

(業務の範囲)

第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 労働者の就職、雇入れ、配置等についての相談、情報の提供その他の援助を体系的に行うための施設の設置及び運営を行うこと。

二～六 (略)

七 職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項ただし書に規定する職業訓練の実施並びに事業主その他のものの行う職業訓練の援助を行うこと。

八・九 (略)

十 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項に規定する業務は、厚生労働省令で定めるところにより、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条の規定による能力開発事業として行うものとする。

3 (略)

4 機構は、第一項及び前項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものの委託を受けて、第一項第一号又は第七号に掲げる施設を利用して、公共職業能力開発施設の行う職業訓練に準ずる訓練の実施その他労働者の福祉を増進するため必要な業務を行うことができる。

5 (略)

2. 今回の平成25年度補正予算についての扱いについて

(1) 求職者支援制度の創設に伴う影響について

- 平成21年の基金訓練については、前述のような扱いを行っていたが、今回の平成25年度補正予算の短期集中特別訓練については、
 - ① 平成21年の基金訓練を恒久的な制度とした求職者支援法の創設に伴い、高障求機構法第11条第1項第8号において、機構の本来業務として、求職者支援訓練の認定に係る事務が位置付けられている。
 - ② これに伴い、同項第9号の「前各号に掲げる業務に附帯する業務」として読み込める内容についても、平成21年当時の能開機構法とは異なる。
 - ③ また、高障求機構法第14条第3項においては、同条第1項第8号（求職者支援訓練の認定）及びその附帯業務については、雇用保険二事業として行うとの限定はされていない。

- 求職者支援制度の創設による上記の変化に伴い、
 - ① 平成25年度補正予算の短期集中特別訓練の認定業務について、求職者支援訓練の認定業務に附帯する業務として位置付けることにより、同項第8号の附帯業務として同項第9号で読み込むことができるようになった
 - ② また、同条第1項第8号（求職者支援訓練の認定）が追加されたことにより、一般財源で積まれる基金であっても、同項第8号の附帯事業として同項第9号に位置付ければ、機構の本来業務規定を根拠規定と解釈することは法律上可能となっており、
求職者支援制度創設前の平成21年基金訓練の時とは異なる解釈を取ることが可能となっている。

(2) 短期集中特別訓練の認定を附帯業務と整理することについて

- 平成21年の基金訓練を恒久的な制度とした求職者支援制度の創設に伴い機構の本来業務に求職者支援訓練の認定事務が新たに規定されたことを踏まえると、根拠規定の検討に当たって、今回の平成25年度補正予算の短期集中特別訓練の認定の業務が、求職者支援訓練の認定業務の認定の「附帯業務」と位置付けることができるかが問題となる。

(求職者支援訓練を補完する役割)

- 今回の平成25年度補正予算の短期集中特別訓練については、例えば、「求職者支援訓練のあり方について」(労働政策審議会職業能力開発分科会報告書(平成25年12月27日))においても言及されるなど、現行の求職者支援訓練を補完する役割が短期集中特別訓練には期待されている。

(求職者支援訓練への接続の役割)

- また、短期集中特別訓練は、求職者支援訓練の受講レベルに達しない者について、求職者支援訓練の受講を可能とするレベルに引き上げる役割も期待され、短期集中特別訓練を受けた者の中には、短期集中特別訓練受講後、求職者支援訓練の実践コースを受講する者も想定されている。短期集中特別訓練が円滑に運営されることが、求職者支援訓練の受講者の確保につながり、求職者支援訓練の円滑な運営に必要なものと考えられる。

このように、短期集中特別訓練は求職者支援訓練の受講の前提条件を満たす役割を有している。

- 上記のように、短期集中特別訓練は、求職者支援制度では十分に対応できていなかったものについて、新たに短期集中特別訓練として措置したものであり、求職者支援制度とは補完する関係に立っている。また、短期集中特別訓練は、求職者支援訓練の受講の前提条件を整えるという役割を果たすことも期待されている。

こうしたことから、短期集中特別訓練は求職者支援訓練に伴って行われるものと解され、短期集中特別訓練の認定業務についても、求職者支援訓練の認定に伴って行われるものと解される。

(3) 独法個別法の業務規定の趣旨との関係

- 短期集中特別訓練については、求職者支援訓練類似のスキームで実施されるものであり、求職者支援訓練の認定業務のノウハウを活かすことで、同様の目的を達成しようとする短期集中特別訓練の認定業務を効果的・実効的に行うことが可能となるものである。こうした同様の目的を持つ事業を行うことは、高障求機構法第14条の業務規定において業務の範囲を明示している趣旨を没却するものではない。
- 短期集中特別訓練の認定業務については、求職者支援訓練と補完関係にあるとともに、求職者支援訓練の受講の前提条件を整えるという役割も持っており、同様の目的を達成するための手段として捉えられる。こうしたことから、独法個別法の業務規定が防止しようとする、関係のない業務を法人の裁量で自己増殖的に膨張させるおそれはないものと解される。
- 上記の検討を踏まえると、短期集中特別訓練の認定業務を、求職者支援訓練の認定業務の附帯業務と位置付けることは可能と解される。

(4) 業務の委託を受ける根拠規定について

- 独立行政法人が業務の委託を受けることの根拠規定を各独法個別法上に業務規定として設ける必要があるかについては、行政解釈では、「業務の受託については、幹となる業務規定がある場合については、当該規定で読むことができるため、原則として規定しない」と整理されている。(独立行政法人制度研究会編『改訂独立行政法人制度の解説』)

- このような独法個別法についての行政解釈を前提とすると、高障求機構法第14条第3項の規定については、法人の有する資産等の有効活用を図り、業務運営の効率化・財務内容の改善の一環として行われる業務について、別途規定していると解されるものであり、業務を受託することの根拠規定として設けられているものではない。

(5) 今回の整理

- こうした整理を踏まえると、
 - ① 平成21年の基金訓練が求職者支援制度として恒久的な制度として位置付けられたことにより、高障求機構法の改正が行われていること
 - ② 短期集中特別訓練が、求職者支援訓練に附帯するものと考えられることから、高障求機構法第14条第1項第9号(前各号の附帯業務)を根拠規定と解することが適切であると考えられる。

(参照条文)

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）

(業務の範囲)

第十四条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～六 (略)

七 職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター（以下「職業能力開発促進センター等」という。）並びに職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに職業能力開発促進センター等又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと。

八 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第一項の規定による認定に関する事務を行うこと。

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条の規定による能力開発事業として行うものとする。

3 機構は、第一項第七号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものの委託を受けて、同号に規定する施設（同号に規定する宿泊施設を除く。）を利用して、公共職業能力開発施設の行う職業訓練に準ずる訓練の実施その他労働者の福祉を増進するため必要な業務を行うことができる。

4 第一項第七号に掲げる業務のうち安定した職業に就いている労働者に対して行う職業訓練は、真に高度なものであって地方公共団体が運営する公共職業能力開発施設又は民間の主体が運営する職業に関する教育訓練施設にゆだねることができないものについて行うものとする。